

3. 官民連携の推進(第24条の4～第24条の13)

現状・課題

- 水道事業は、原則として市町村が経営するものとされている。(第6条)
- 一方で、水道の基盤の強化の一つの手法として、PFIや業務委託等、様々な形の官民連携に一層取り組みやすい環境を整えることも必要。
- 現行制度においても、PFI法に基づき、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定することは可能。
- ただし、施設の運営権を民間事業者を設定するためには、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要。
- 地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残したまま、運営権の設定を可能として欲しいとの要望。



改正法

- 最低限の生活を保障するための水道の経営について、市町村が経営するという原則は変わらない。
- 一方で、水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者を設定できる方式を創設。(第24条の4)
- 具体的には、地方公共団体はPFI法に基づく議会承認等の手続を経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定。
 - ※ 運営権が設定された民間事業者(運営権者)による事業の実施について、PFI法に基づき、
 - ・ 運営権者は、設定された運営権の範囲で水道施設を運営。利用料金も自ら収受。
 - ・ 地方公共団体は、運営権者が設定する水道施設の利用料金の範囲等を事前に条例で定める。
 - ・ 地方公共団体は、運営権者の監視・監督を行う。

水道事業における官民連携手法とメリット

■各官民連携手法と民間事業者の実施する主な業務範囲

PFI (コンセッション方式)

PFI (従来方式)

施設の設計・建設
(Design-Build)

施設の運転・維持管理
(Operate)

DB又はDBO方式

施設の設計・建設
(Design-Build)

施設の運転・維持管理
(Operate)

一般的な業務委託 (個別・包括委託) 水道法による第三者委託

施設の運転・維持管理
(Operate)

【事業経営】

施設の設計・建設
(Design-Build)

施設の運転・維持管理
(Operate)



料金の設定・収受※)

※) 条例で定められた範囲に限る。

PFI(民間による資金調達)

民間の技術力 ～～ 資金調達 ～～ 経営ノウハウの活用

契約期間	3～5年が一般的	5～20年程度	20年程度	20年以上が一般的(他分野の例)
メリット	水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識が要求される業務において、民間の技術力を活用 ・性能発注による民間のノウハウの活用 ・業務遂行のための人材の補完 ・長期、包括の委託により、さらに業務の効率化が図られ、財政負担の軽減 ・PFIでは、民間の資金調達により、財政支出の平準化が可能 		<ul style="list-style-type: none"> ・民間の技術力や経営ノウハウを活かした事業経営の改善 ・技術職員の高齢化や減少に対応した人材確保・育成、技術の承継 ・民間の資金調達・運営権対価による財政負担の軽減
	民間企業	<ul style="list-style-type: none"> ・運転・維持管理業務全般を包括して受託することにより、効率的な事業運営が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・性能発注による裁量の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業経営への参画が可能 ・事業運営についての裁量の拡大 ・一定の範囲での柔軟な料金設定 ・抵当権の設定による資金調達の円滑化

コンセッション方式の導入に伴う懸念への対応について

- 安全な水を将来にわたり供給し続けるためには、水道事業の基盤強化が喫緊の課題
- 官民連携は基盤強化の一つの有効な手段であり、コンセッション方式の導入は官民連携の一形態として市町村の選択肢を増やすもの(実際に導入するかどうかは、市町村の判断)
- 現在の水道法の下でもコンセッション方式の導入は可能だが、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要となる。そのため、市町村の関与を強化し、市町村の最終責任の下で、サービスを維持・運営することが可能となるよう、水道法を改正。

1. 議会の関与の下、市町村が判断

P F I 法

※平成30年6月のPFI法改正でも変更なし

- コンセッション方式を採用するかどうかやその内容については、PFI法に基づき市町村が条例で定めるとともに、運営権の設定に当たり、議会の議決が必要。
- コンセッション事業者の利用料金については、市町村が、PFI法に基づき料金の範囲等を事前に条例で定めるため、無制限に値上がりすることはない。

2. 認可権者（厚労大臣等）・市町村の関与

水道法改正

P F I 法

- コンセッション事業者に対する運営権の設定にあたり、厚労大臣等の許可を受けなければならない。
- コンセッション事業者に対し、コンセッション契約後も市町村が適切なモニタリングを行うとともに、厚労大臣等も監視・監督を行うことで、常に適切な事業運営を確保。

3. 水道事業の最終責任者はあくまで市町村

水道法改正

- 水道事業の認可はあくまで市町村が受けることとし、水道事業の最終責任は市町村が担うことを堅持。
- 災害時など非常時の役割分担についても、厚労大臣等が確認した上で許可。

水道施設運営権者に対する関与の仕組み

事業計画の確実性・合理性

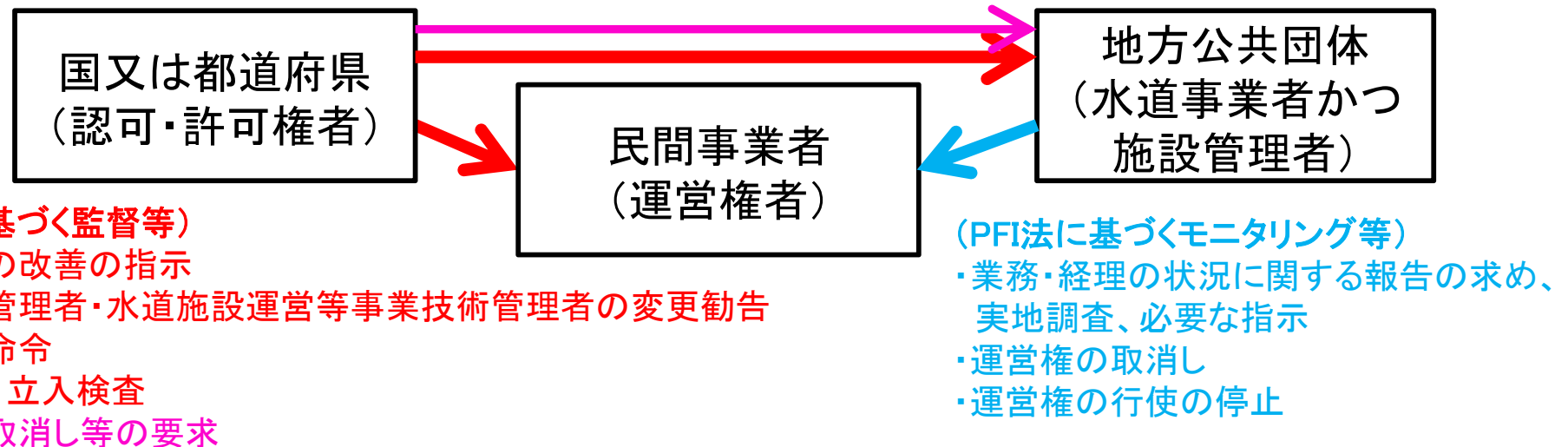
- 地方公共団体は、実施方針や要求水準書を作成し、それらを満たす提案をした民間事業者を選定
- 国等は、事業計画の確実性・合理性を審査した上で許可(水道法)

料金の設定

- 地方公共団体は、水道施設の利用料金の範囲等を条例で規定(PFI法)
- 運営権者は、条例の範囲内で利用料金を設定(PFI法)
- 国等は、原価を適切に算定して利用料金を設定しているか審査した上で許可(水道法)

モニタリング

- 地方公共団体は、運営権者に対し業務・経理の状況のモニタリング等を実施(PFI法)
- 国等は、地方公共団体のモニタリング体制を確認した上で許可(水道法)
- 国等は、地方公共団体及び運営権者に対し、必要に応じ報告徴収・立入検査等を実施(水道法)



海外における水道事業の再公営化事例を踏まえた対応策

	事例		水道法改正等における対応策
1	水質の悪化など、 管理運営レベルの 低下	パリ、アトランタ、 ベルリン、 ブエノスアイレス、 インディアナポリス、 ダルエスサラーム	<p>地方自治体が、PFI法に基づき、「実施方針」と、民間事業者との契約である「実施契約」において、設備投資も含めた業務内容、管理・運営レベルを明確に定める。</p> <p>さらに、今回の法改正により、厚生労働大臣はその内容を確認した上で、許可する仕組みとしている。</p>
2	水道料金の高騰	パリ、ベルリン、 インディアナポリス、 アルマトイ、 クアラルンプール	<p>まずは、地方自治体は、PFI法に基づき、条例で料金の枠組み(上限)をあらかじめ決定する。民間事業者は、その範囲内でしか料金設定ができない。</p> <p>これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣が適切な料金設定であることを確認した上で、許可する仕組みとしている。</p>
3	民間事業者に対する 監査・モニタリング 体制の不備	パリ 等	<p>まずは、地方自治体は、PFI法に基づき、民間事業者の業務内容や経営状況について定期的にモニタリングを行い、早期に問題を指摘し、改善を要求する。</p> <p>これに加え、今回の法改正に基づき、厚生労働大臣が地方自治体のモニタリング体制が適切かを確認した上で許可するとともに、厚生労働省が直接、報告徴収・立入検査を行う。</p>

海外におけるコンセッション事業等の取組事例

	地域・都市	時期	主なメリット
1	リヨン地域 ^{※1} (フランス)	①1997年～ 18年間 ②2015年～ 8年間	・2015年からの契約では、大ロットでの調達による設備調達費用の抑制などにより、水道料金を約20%削減
2	ループシエンヌ 地域 ^{※2} (フランス)	①1995年～ 20年間 ②2015年～ 12年間	・2015年からの契約では、新たに石灰除去施設を建設し、水道水質が向上。これに伴い、管路が高寿命化し、将来の建設投資費用を抑制。その他、発注方法の改善等により、水道料金を約15%削減
3	カンヌ地域 ^{※3} (フランス)	1993年～ 30年間	・ITシステムの活用により、施設稼働率の適正化、非常時対応の充実等を実現 ・コールセンターを設置するなど質の高いサービスを提供(顧客満足度調査で高評価)
4	バルセロナ地域 ^{※4} (スペイン)	1997年～ 50年間	・限界膜ろ過や逆浸透膜を使用した新たな浄水プロセスの導入等により水道水質の安全性が向上
5	マニラ市東地区 (フィリピン)	1997年～ 25年間	・契約から10年余りで水道普及率が49%→94%に上昇 ・契約から10年余りで無収水率を51%→30%に改善

(出典)

※1 リヨン市を含む周辺54自治体。発注主体はメトロポールリヨン

※2 パリ市の東、ヴェルサイユからサン＝ジェルマン＝アン＝レーにまたがる約30自治体。
発注主体はSMGSEVESCO(サン＝クロード・ヴェルサイユ市郡サービス管理事務組合)

※3 カンヌ市を含む周辺8自治体。発注主体はSICASIL(カンヌ地区水道組合)

※4 バルセロナ市を含む周辺23自治体。発注主体はAMB(バルセロナ周辺地公体連合)

- ・内閣府・(株)日本政策投資銀行・(株)日本経済研究所 「フランス・英国の水道分野における官民連携制度と事例の最新動向について 2016年8月」
- ・内閣府・(株)日本政策投資銀行・(株)日本経済研究所 「欧州等の水道分野における官民連携制度と事例の最新動向について(2) 2017年10月」
- ・世界銀行・民活インフラ助言ファシリティ・(発行:日本水道新聞社)「都市水道事業の官民連携 2012年4月」